2024年2月定例県議会を終えて

知事の選挙公約を積極的に盛り込む予算、全国が注目する中小企業の賃上げ支援 人口減少・少子化対策で小規模町村への支援を強化

> 2024 年 3 月 22 日 日本共産党岩手県議団 斉藤 信 高田一郎

はじめに

2月定例議会は2月14日から3月22日まで開催されました。2月27日の本会議で斉藤県議が一般質問に立ち、①能登半島地震への岩手県の支援について、②「失われた30年」と物価高騰対策・賃上げ支援について、③新型コロナ第10波への対応について、④県立病院の課題と大船渡病院看護科での超過勤務問題について、⑤再発防止「岩手モデル」策定の課題と盛岡一高事件の検証について、⑥盛岡みたけ支援学校高等部の通学バス問題について、⑦パワハラ等による警察官の自死問題と公安委員会の在り方について、⑧自民党の裏金事件、自民党岩手県連によるパーティー券政治資金報告書の虚偽記載について一を取り上げました。

3月4日から15日まで開かれた予算特別委員会では、高田一郎県議が総括質疑に立ち、各部局審査で県民から寄せられた切実な課題と県政の諸課題について積極的に取り上げました。また、2月29日、3月18日の文教委員会、農水委員会、21日の復興特別委員会でそれぞれ質問を行いました。

2023 年度岩手県一般会計補正予算(第6号) は、半導体関連の人材育成をめざす拠点施設 の整備費補助(3億9897万円余)、介護職員・ 障がい福祉職員等の待遇改善事業費(15億 6553億円余)、公立小中学校1人1台端末の 更新に必要な経費の基金積立金(7億1431万 円余)、22 年度の決算剰余金を財政調整基金に積み立て(98億8945万円余)、県立病院への負担金(47億8909万円余)等を盛り込みました。総額では各事業の調整を含めて248億1054万円の減額補正となりました。全会一致で可決されました。

2024年度岩手県一般会計当初予算は、総額7322億円(前年比5.1%減)となります。達増知事の知事選公約であるマニフェスト+39を積極的に盛り込むなど公約実現を進めるものとなりました。達増知事の公約実現を求める付帯意見を付し全会一致で可決されました。

県民・諸団体から提出された請願では、「全 国一律最低賃金制度の確立と最低賃金の引き 上げを求める請願」は自民党・公明党が反対 しましたが賛成多数で採択、「物価上昇に見合 う老齢基礎年金等の改善を求める請願」は、 自民党・公明党・いわて新政会の吉田けい子 氏が反対しましたが賛成多数で採択され、意 見書も採択されました。「令和6年度岩手地方 最低賃金改正についての請願」「精神保健施策 の充実を求める請願」は全会一致で意見書と ともに採択されました。

強く要望されていた「犯罪被害者支援条例」、 「言語としての手話を使用しやすい環境の整 備に関する条例」が制定されました。

1. 能登半島地震への岩手県の支援の取り組みについて

能登半島地震への岩手県の支援について質しました。達増知事は、「1月6日以降、保健師等チームをはじめ DMAT(災害派遣医療チーム)、県警広域緊急援助隊等を順次派遣し、その後も応急仮設住宅建設地調査や漁港等の被害調査にあたる職員を派遣している。本県が石川県能登町の対口支援団体となったことを受け、現地連絡員を派遣するとともに、住家被害認定調査や公費解体受付業務にあたる職員を市町村とともに派遣している」と答えました。

また、知事自身が 2 月 17 日、被災地を訪問するとともに、「石川県には復興計画の策定手法等に関する資料を提供するなど、本県だからこそできる支援を行っている」と答えました。

石川県の被害状況は、3月21日現在、死者241人、全壊8474棟、半壊15313棟、一部損壊50599棟、415か所の避難所に8468人が避難しています。岩手県の支援は、3月22日現在、保健師等の派遣が16班69人、DMAT派遣が12隊58人、住家被害認定調査に第9次72人等の支援となっています。さらに市町村独自の支援や民間企業等による支援が行われています。

2. 「失われた 30 年」、物価高騰 から県民の暮らしと営業を 守る課題について

1)「失われた30年」について、達増知事は、 「『失われた30年』の間、3回にわたる消費税の増税をはじめとした税負担増に加え、年金・医療・介護等の保険料の増加や、 国立大学の授業料増加等に伴う子ども一 人当たりの年間教育費の増加など、国民負担が増えている。また、経済協力開発機構(OECD)の調査によれば、2020年における日本の平均賃金は先進国の下位に位置しているとともに、1990年以降、1世帯当たり平均所得金額は伸びておらず、国民負担の増加もあって、家計における可処分所得が減少している現状。県民や地域経済への影響は非常に大きいものと認識している」と述べました。

また、岸田政権の5年間で43兆円もの大 軍拡について、「我が国の防衛の在り方に ついては、5年間で43兆円といった金額 ありきの極端な議論ではなく、国際情勢や 近隣諸国との軍事バランスを調査・分析し ながら、慎重な議論が進められるべきと考 える」「いま東アジアで求められるのはお しろ軍縮であり、国内的にも、能登半島地 震からの復旧復興を第一に、物価高騰対策 や構造的な賃上げ、子ども子育て支援策の 充実など、国民の生活を考えた政策を優先 していくべきと考える」と答えました。

2) 2月5日から申請が始まった物価高騰対 策賃上げ支援金は、時給50円以上の賃上 げに対し1人5万円、上限100万円を補 助するものです。3月25日現在で申請が 1250件、8871人となっています。4人 以下の事業者が20%、5~20人以下の事 業者が44%と中小・小規模事業者の申請 が多数となっています。全国から注目さ れる取り組みです。中小企業者の経営革 新を支援し、賃上げの環境整備に取り組 む中小企業者を支援する「中小企業等賃 上げ環境整備支援事業費補助」(1億円) も継続します。

「物価高騰に伴う事業者の調査」(11月)では、「影響が継続している」が 86%、「債務の過剰感がある」が 50.2%、「価格転嫁ができていない」が 71.5%となって

おり、幅広く事業者を支援することが求められています。今年度実施された「中小企業事業継続緊急支援金」(第2弾)は、10204事業者に11億197万円余が交付されるなど大きな役割を発揮しており、継続実施するよう求めました。岩渕商工労働観光部長は、「今後も中小企業者のニーズに的確に対応した支援が必要だと考えており、国に対する働きかけなど継続的に行いながら、さらなる支援についての検討を進めてまいります」と答えました。

- 3) 県内2番目のタクシー会社(中央タクシー)が倒産したきっかけは、社会保険料滞納による差し押さえでした。社会保険庁による 2023 年度の差し押さえ件数は全国で34000件に及んでおり、小池書記局長が国会で取り上げました。「事業の継続を困難にする恐れがある場合の社会保険料の猶予期間は最長で4年」となっており、鈴木財務大臣は、「あまりにも取り立てが厳しすぎて破綻に追い込むのはいかがなものか。昨年10月、納付計画不履行の場合、計画見直しの協議などを年金事務所に再周知した。納付猶予の緩和制度を適用するなど指導する」との答弁を紹介し、対応を強化するよう求めました。
- 4)東日本大震災津波からの復興の現状では グループ補助の実績は、24年2月末現在 で、1570事業者に918億円余の交付決 定を行い、自己負担分について高度化資 金を利用した事業者は345件、165億円 余、返済状況は完済が52件、7億円余、 償還猶予・最終償還期限の延長等条件変 更が68件となっています。グループ補助 活用後の倒産は26件、うち水産加工8件、宿泊業と小売業が各4件となっています。 場手産業復興機構による債権買取 件数は110件、うち債務の完済等を行っ

た事業者は98件、法的破綻となった事業者は6件、支援継続の事業者は6件となっています。

3. 新型コロナ第 10 波の感染 拡大への対応と課題につ いて

- 1)新型コロナの感染状況は、12月から増加 が始まり、2月14日公表の定点報告で 18.07 人となり、クラスター発生件数は1 月24日公表の19件、入院患者は1月25 日の348人がピークとなる第10波の感 染拡大となりました。昨年夏の第9波の ピークが8月28日から9月3日、定点 報告数 35.24 人、クラスター発生数は 34 件と比較すると約6割程度の状況でした が「かなり逼迫した状況と認識している」 (野原保健福祉部長) 状況でした。第12 週 (3月18日~3月24日) の定点報告 数は 9.51 と横ばいから低下したものの、 クラスター発生件数は18件、うち高齢者 施設が11件となっています。2月から実 施されている下水サーベイランス(下水 中のウイルスを検査・監視)結果では、新 型コロナウイルス RNA 量が前週の 2275 から 6637 (コピー/2) に急増しています。
- 2) 感染拡大時には少なくとも週1回は感染 拡大状況について会見するなど県民に情 報発信し、感染防止対策を徹底するよう 求めました。
- 3)無料のワクチン接種は3月末で終了しますが、昨年秋に開始された接種状況は県内人口比30.7%(2月14日時点)にとどまっています。3月末までの接種促進を求めました。
- 4) 後遺症対策では、県のアンケート調査結果(23年12月11~17日、回答8960人)で、「少なくとも2ヶ月以上の症状があっ

た」が 56%、倦怠感 35%、せき 34%、 咽頭痛 31%となっています。就労や就業 に「何らかの影響があった」 19%となっ ています。後遺症の専門外来と専門相談 窓口を設置するよう求めました。

5) 新型コロナ補助金の減額・廃止の影響に ついて深刻な状況が出ています。県立病 院の23年度末決算状況は約39億円の赤 字です。新型コロナの感染拡大が続き、 23年度も1月末までに30件以上の院内 クラスターが発生し、診療制限を余儀な くされ、患者数がコロナ面の水準に戻ら ず、何よりも前年度60億円のコロナ補助 金が 18 億円に減少したことが大きな要 因となりました。盛岡市立病院も23年度 は8億7千万円の赤字の見込みです。 23 年 11 月公表の医療機関経営状況にか かる国の調査では、22年度の一般病院の 収支は、平均で4000万円の黒字ですが、 コロナ補助金を除くと 2 億 2000 万円の 赤字となっています。新型コロナ感染が 収束しない中でのコロナ補助金の減額・ 廃止は病院経営を破綻させるものであり、 撤回、見直しを求めるよう提起しました。

4. 大船渡病院看護科における 超過勤務手当激減問題一 労基署が是正勧告、総看護 師長は退職

9月県議会、12月県議会に続いて、2月県 議会でも一般質問、予算特別委員会で県立大 船渡病院看護科における超過勤務手当激減問 題を取り上げました。また、大船渡労働基準 監督署にも直接情報提供するなど解決のため に取り組みました。

大船渡病院では、昨年 12 月に「超過勤務の申請、休憩時間の確保、勤務開始前及び勤務終了後の打刻の徹底、働きやすい職場環境づ

くり」について院長通知を発出しましたが、 看護科だけは超過勤務の申請が認められない 異常な事態が継続していました。

「院長名で超過勤務を正しく申請するように通達が出されても職場の雰囲気が許さない」「申請しようとすれば攻め立てられ、超過勤務の申請をせずに打刻して業務を行っていれば何時間残業しても何も言われない」「休憩時間の超過勤務は申請されていません。それは労基法違反になるからです」などの実態を示して改善を求めました。医療局長は、「ご指摘のような声につきましても、引き続き詳細を確認しながら働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みを丁寧に進めていきたいと考えております」と答えました。

3月21日付で、大船渡労働基準監督署は、 是正勧告と指導を行いました。指導の内容は 「看護師について出退勤記録及び差し戻し記 録を確認したところ、残業時間が適切に申告 されていない恐れが認められることから、過 去11ヶ月(令和5年4月)にさかのぼって、 労働時間記録を確認するほか、各労働者から 事実関係について聞き取りを行うなどの実態 調査を行い、その結果について、令和6年5 月10日までに報告すること」「実態調査の結 果、差額の割増賃金の支払いが必要な場合は、 追加で当該差額を支払うとともに、当該支払 い状況についても併せて報告すること」とい う内容です。

また、超過勤務を認めない元締めであった 総看護師長は退職となりました。

この間の看護師、県医労大船渡支部の皆さんの粘り強いたたかいと県議会における論戦の大きな成果となりました。大船渡病院は、労働基準監督署の是正勧告と指導に誠実に対応し、速やかに不払いの残業手当を全額支給すべきです。問題の解決に背を向けてきた医療局長の責任が問われます。

5. 人口減少対策、子育て支援 策と第9期介護保険事業 計画について

- 1) 人口減少の直接的な要因は、若年女性人口の減少、有配偶率の低下、有配偶出生率の低下とコロナ禍による婚姻数の急減、出産控えが要因とされています。一方で合計特殊出生率の減少率が小さい他県の特徴として、①子育て支援サービスを利用して正規雇用の職についている女性が多い、②雇用環境が安定して、共働き世帯の所得水準が高い。その結果、家計に経済的余裕が生まれ、子どもも生み育てやすい環境となっていると分析されています。根本に安定した雇用の確保があると指摘しました。
- 2) 少子化対策・子育て支援策では、新婚世帯の新居居住費用等の支援を行う市町村に対し県独自に 10 万円の上乗せ支給を新たに実施(29歳以下の世帯所得 500 万円未満) するとともに、市町村が行う産後ケア等の利用促進や、子どもの遊び場整備に要する経費を補助するとともに、町村への伴走型支援を実施します。
- 3)保育士の配置基準が4月から見直され、 4歳児5歳児は30対1から25対1に改善されます。保健福祉部長は、「現状でもおおむねこの改善に対応できるもの」と答弁しました。令和7年度からは、1歳児に関し6対1から5対1に見直されます。保育士の確保が必要になると答えました。
- 4) 第9期介護保険事業計画に関し、第8期 の介護給付費準備基金の残高見込みは 123億891万1千円で第7期末比21.3% 増加する見込みです。引き下げの可能性 があるものの第9期介護保険料は県平均 で62円増となる見込みです。議会事務局

を通じた共産党の独自調査では、値上げが 8、値下げが 5、現状維持が 9 という結果でした。

第8期の特養ホームの整備計画は504床でしたが、結果的には260床の整備にとどまりました。第9期の整備計画は393床にとどまっています。23年4月の特養待機者が722人ですから、保険料は天引きされても入りたい特養ホームには入れない貧困な計画となっていることを厳しく指摘しました。

6. 気候危機打開・脱炭素に向けた県の取り組みについて

- 1)温室効果ガス 57%の削減目標を掲げた県の取り組みを裏付ける市町村の実行計画の策定状況は、10 市町村で、県の計画を上回っているのが久慈市の 62%、その他一戸町 57%、釜石市 55%となっており、半数の市町村は国の目標と同じ 46%となっています。市町村への支援を強化し全市町村が積極的な計画を策定するよう求めました。
- 2) 県有施設の脱炭素化に向けた基本方針に基づく 2024 年度以降の工程表が示されました。2024 年度は、①新築建築物のZEB(年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナス)化は二戸地区の特別支援学校など 2 施設の ZEB ready(ZEB を見据えた先進建築物)の建設、②LED 照明の導入は釜石合同庁舎など 29 施設及び信号灯機への導入、③公用車の EV 化は EV8 台及び HV7 台への更新、普通充電器 5 か所 8 基を導入、④太陽光発電の導入では盛岡二高など 5 施設の設計となっています。
- 3) 大船渡吉浜地区への太陽光発電計画について

岩手県環境影響評価技術審査会(23年10月)では、事業区域内の湿地に生育する 希少動植物や、事業実施区域を飛翔する イヌワシへの影響などの課題が指摘され、 方法書知事意見では、「事業実施区域周辺 を十分に調査し希少な動植物に配慮した 評価を行うことや、希少猛禽類の利用状 況や植生の変化等による影響も踏まえた 調査」を求めています。今後事業者の調 査結果を踏まえて、必要な環境保全措置 を検討することになります。

4) 県央ブロックごみ処理広域化計画について、進捗状況と課題について質しました。施設整備検討委員会では、1日459トンの処理能力を持つ施設とされており、ごみの減量・リサイクルの計画なしの大規模焼却場の計画ありきになっていると指摘。プラスチック循環法に基づいて、ごみの減量・リサイクルの計画を優先して策定するよう指導・助言を行うことを求めました。

7. 再発防止「岩手モデル」策 定、盛岡みたけ支援学校高 等部通学バス問題、働き方 改革プラン、教育振興計画 について

1) 再発防止「岩手モデル」策定委員会は1月までに11回開催されました。ところが、昨年10月に開催した第10回策定委員会後の10月31日付で外部委員7人のうち5人の連名で盛岡一高事件に関する「調査検証委員会設置を求める要望書」が県教育長あてに提出されました。要望書では「再発防止『岩手モデル』の策定にあたっては、盛岡一高事案の解明ができない限り、十分な再発防止策とならない可能性も否定で

きない。他方、岩手モデルは早急に策定すべきである。したがって、岩手モデルを完成させることを大前提としたうえで、盛岡一高事案についての調査・検証は、モデルの策定から完全に独立させ、新たな調査・検証委員会を立ち上げ実施することに高います。盛岡一本なとができましい」と述べられています。盛岡一本などの原因は、県教委の調査が学校、東教委関係者など加害者側の調査にとどまった。といります。しかし、教育長は、「要望書への対応については、岩手モデルの策定を踏まえ、今後判断していく」という要望に背を向けるものでした。

- 2) 県立盛岡みたけ支援学校高等部の通学バ スの実現を求める昨年5月以来の保護者 の要望に対して、県教育長は「一生懸命 検討してまいります」「我々は最善の努力 は続けます」と回答していましたが、結 局 3 月 18 日の文教委員会で来年度から の実施は難しいという結果となりました。 保護者に期待を持たせながら、最後は要 望に背を向ける不誠実な対応でした。み たけ支援学校高等部へは新年度 22 人の 進学者があり、来年度も同様の進学者が 見込まれています。これまでの通学手段 は65%が保護者の送迎となっており、通 学バスの実現は切実な要望となっていま す。新年度中または翌年度に向けて引き 続き実現をめざします。
- 3) 学校給食費の値上げについて、県立学校では1食あたり11円・3%、年額で総額200数十万円の値上げの予定です。物価高騰の中で県として値上げ分の補助を行うよう求めました。県内市町村の動向では、値上げ予定が10市町村(うち保護者負担増が1市、9市町村は保護者負担増なし)、23市町村は給食費据え置きとなっています。

- 4) ギガスクール構想に基づく公立小中学校 の1人1台端末等に要する更新分の公立 学校情報機器整備基金が 7 億 1000 万円 余積み立てられました。一方で高校生に ついては、これまで生徒の7割分が整備 されましたが、県教委は基本的には生徒 個人に準備してもらうとしています。負 担は昨年は6万5千円でしたが、今年は 7万5千円となります。全国では学校の 設置者負担としているのが25自治体、保 護者負担としているのが22自治体です。 公立高校の年間学習費調査では 51 万 2971 円となっており、さらなる負担増を 押し付けるべきではないと指摘しました。 すでに生徒の7割分は整備されており、 全国的にも多数が学校設置者負担で整備 しており、見直しを求めました。
- 5) 教職員の働き方改革プランについて取り 上げました。文科省の 2022 年全国教員 勤務実態調査結果では、小学校教諭の平 日の勤務時間は11時間23分、休憩時間 は5分、中学校は11時間33分、休憩時 間は7分、高校は10時間36分、休憩時 間は24分となっています。異常な実態と して、一つは授業を中心とした業務がど うなっているのか、もう一つは業務外の 部活動や生徒指導等の実態はどうなって いるのかを質しました。標準時数の1015 時間を超えている学校は、小学校で 269 校中 247 校、91.8%、中学校は 145 校中 121 校で83.4%となっており、是正・改 善を求めるとともに教員の増員と授業の コマ数を減らすよう求めました。

また、「教職員を取り巻く環境の変化、少子化の進行と子どもの抱える困難の多様化・複雑化」について、ユニセフの 2022 年調査では、精神的幸福度が日本は 38 か国中 37 位と世界で最低となっていること。その背景に教育政策上の問題として

競争原理に基づく一斉主義により序列化 の問題があるとの専門家の指摘を紹介。 いじめや不登校など子どもたちをケアす る取り組みも求められている実態を指摘 しました。

全国知事会、全国市長会、全国町村会の 地方3団体が、教員を増やすことを提言 していることを紹介し、教員の働き方改 革、労働条件の改善には、教員を大幅に 増員すること。子どもを苦しめている競 争主義的教育を見直していくことこそ必 要と述べました。

8. 物価高騰と農業・水産業の 危機的状況、食料・農業・ 農村基本法案の課題につ いて

- 1) 飼料等の高騰が酪農に与えている影響について、畜産物生産統計では、令和2年の搾乳牛1頭当たりの収支は25万円だったが、令和5年では搾乳牛1頭当たりの収支が5万円となっており、20万円の減収となっていると示されました。乳牛100頭では2000万円の減収となっています。政府の場当たり的な乳牛1頭当たりの淘汰に15万円支給する対策にはわずか32頭分の申請しかありませんでした。厳しい状況の中で3年間で約100戸の酪農家が減少しています。1頭当たり10万円の支援策等酪農を守る思い切った支援が必要と提起しました。
- 2) 食料安全保障を掲げながら食料自給率の 向上という目標を後継に追いやる食料・ 農業・農村基本法案について、「歯止めな き輸入自由化」「価格保障・所得補償の削 減・廃止」「市場まかせの農政」では日本 の農業も国民の食料も確保することはで きないと厳しく批判しました。

- 3)漁業も主要魚種の大不漁で危機的状況です。23年の水揚げ量では、サケは134トンで震災前の0.5%、サンマは4366トンで8%、スルメイカは2589トンで14%となっています。養殖でも、ワカメは震災前の51%、昆布は35%、アワビは29%、ホタテ20%、カキ53%となっています。背景に地球温暖化、海水温の上昇があります。
- 4)水産業リボーン宣言に基づく取り組みでは、サケ支援の回復について、北海道から種卵を確保し目標の7割となる5600万尾の放流を3月から順次放流するとともに、大型で遊泳力の高い稚魚の生産を進めています。海の資源の有効活用では、12漁協で実施し拡大しています。サケ・マスの海面養殖では23年度は6地区で約1800トン、前年比1.5倍の生産実績で、24年度は9地区で2000トンを超える生産が計画されています。貝類では、高水温に強く出荷までの期間が短いアサリの試験養殖に3漁協が取り組んでいます。
- 5) 23 年度のクロマグロの漁獲量は、2 月 29 日現在、小型魚が 93.1 トンで漁獲可能量の 96%、大型魚が 64.1 トンで 99%となっており、定置網から放流したクロマグロは 37 万 9000 尾、重量では 2700 トンに及び、漁獲量の 17 倍となっています。クロマグロの資源は回復しており、漁獲割り当ての見直しを求めるよう提起しました。また、国内の割り当て量は大型巻き網船より沿岸漁業に多く割り当てるよう求めました。

9. 東日本大震災津波からの復興の現状と課題について

- 1)被災者の生活再建を支援する「いわて被災者支援センター」の取り組みについて、23年度は1月末までに2379回の相談対応件数で、前年度と同レベルとなっています。訪問同行支援が73回と前年の倍近くとなっています。沿岸4地区で毎月4回、弁護士等の専門相談も実施しており、その後の伴走型支援など重要な役割を果たしています。県の委託費は相談員4人体制となっていますが、実際は釜石、盛岡に2人以上を増員して対応しているのが実態です。体制を強化するよう求めました。
- 2) 心のケアの取り組みでは、4月~11月までの相談支援件数は 6129 件となっており、前年の 5450 件を 679 件上回っています。子どものケアの受診件数は、沿岸地区で23年度2月までに1309件と前年度の 1739 件に迫る状況です。心のケアの取り組みは継続して取り組むことが必要です。
- 3) 災害公営住宅のコミュニティーの確立の 課題と支援について、コミュニティーの 拠点となる集会所の活用状況は、29 団地 のうち月当たり0回が2団地、1~4回が 22 団地、5~20回が5団地となっており、 生活支援相談員が配置されている団地で 積極的に活用されている実態が明らかに なっています。災害公営住宅の集会所 支援員の事務室は、阪神淡路大震災の教 訓から整備されたもので、孤独死の防止 とコミュニティーの確立をめざすもので した。しかし、生活支援相談員の配置な ど行政の支援なしでは集会所が使われな い実態となっていることは重大です。
- 4) 原発汚染水による被害・損害の状況と対

応について取り上げました。水産加工関係団体からの聞き取りでは、「一部の水産加工業者で、中国への輸出が困難になっているほか、取引がキャンセルになるなどの影響が生じている」、漁業団体からは、「アワビの入札価格が前年に比べ約4割低下した」と答えました。損害賠償請求については、県内一部の水産加工業者が東京電力と交渉を行っているほか、漁業団体で組織する損害賠償対策協議会が東京電力と交渉を行っていると答えました。

10. 上司のパワハラによる警察官の自殺に関する県警と公安委員会の対応について

上司の警察官からパワハラと暴力を受け、精神疾患を発症し所内で自殺した若い警察官に対し、12月議会で損害賠償として8310万6200円を支払うという議案が可決されました。この事件は2019年1月18日に発生した事件です。同年3月25日には、県警本部は上司の元巡査部長をパワハラ行為で本部長注意処分としました。元巡査部長はその後辞職しています。懲戒処分にもならない本部長注意の処分は県警の懲戒処分の基準「パワハラで重大なものは免職または停職」に照らしてもあり得ない対応ではなかったかと質しました。

県警本部長は、「パワハラが自死の一員であることは否定できないものの、自死の唯一の原因を特定できず、新たな事実も出ないことから、事案の内容及び先例から適正に処分したもの」と居直りました。また、公安委員長は、「本部長注意で良しとしたのかということについては、当時の詳細な調査に基づき認定

された事実から対処したものと報告を受けて おり、措置は適正であったものと承知してい る」と県警いいなりの答弁でした。

事件の真相は、県警は警察官の自死事件を 小さな事件にとどめようとしたが、遺族によ る公務災害認定の申請と損害賠償請求によっ て、パワハラと暴力による自死事件であった ことが明らかになったことです。自死事件へ の対応を検証すべきではないかとの質問に公 安委員長は、「今後警察本部と公安委員会でき ちんと議論していきたい」と答えました。

11. 自民党のパーティー券·裏 金事件と自民党県連の政 治資金パーティー政治資 金収支報告書の虚偽記載 について

- 1)「しんぶん赤旗」日曜版のスクープに端を発した自民党の政治資金パーティーをめぐる巨額の裏金事件は、主要派閥がそろって政治資金収支報告書を偽造していた自民党ぐるみの組織的犯罪です。徹底と真相究明とパーティー券を含めた企業団体献金の禁止こそ必要ではないかとと増知事の見解を求めました。達増知事は、12月議会での「政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書にも触れ、「企業・団体献金は、財力により政治を歪ませる恐れがあります。選挙で裏金として使われたとしたとすれば、我が国政選挙及び地方選挙の正当性を覆すような大問題であります」と述べました。
- 2) 2022 年 4 月 16 日開催された自民党県連の政治資金パーティーについての政治資金報告書では、パーティー券収入 1872 万円、購入者数 936 人と報告されています。これは購入者 1 人が 1 枚 2 万円のパーテ

ィー券を 1 枚だけ購入したというものです。ところが同じ報告書には、日本住宅 (株)が 15 枚 30 万円、日本都市開発(株)も 15 枚 30 万円購入したと記載されています。他の政治団体の報告書では、岩手県薬剤師政治連盟が 3 枚 6 万円、全国たばこ耕作者政治連盟岩手県支部が 7 枚 14 万円購入したと報告されています。購入者数は虚偽記載ではないかと質しました。また、この政治資金パーティーの会場はホテルメトロポリタンと記載されていましたが、支払先は(株)岩手ホテルアンドリゾートとなっていました。

選挙管理委員長は、昨年 12 月 26 日、斉藤県議が自民党県連の収支報告書の虚偽記載の疑惑を指摘したことを受け、自民党県連に照会し、2 月 21 日に自民党県連から政治資金報告書の訂正の提出があったと答えました。また、虚偽記載については、「5 年以下の禁固または 100 万円以下の罰金」の罰則にあたると答えました。自民党県連は、2020 年、2022 年の政治資金報告書の訂正を行いましたが、これは虚偽記載を認めた「自白」というべきもので、訂正したから済むものではないと厳しく指摘しました。

また、2022年の政治資金パーティーの会場費は133万円余と記載されていますが、飲食もなしのパーティーで、会場費は最大66万円であることを指摘。2020年のパーティーは飲食有りで153万円だったと指摘し、過大な会場費ではないかと指摘しました。

2022 年のパーティー開催経費は 381 万円と記載されていますが、その中には県内各支部への交付金 165 万円が含まれており、パーティー収入に応じたキックバックがあったのではないかと指摘。それを除くとパーティーの利益率は 88%と

なり、パーティー券は企業団体献金その ものだと厳しく指摘しました。

以上